

独立行政法人大学入試センターの研究活動における研究インテグリティの確保に関する規則

〔令和5年3月31日
規則第19号〕

改正 令和6年3月31日規則第9号

独立行政法人大学入試センターの研究活動における研究インテグリティの確保に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の研究活動において、利益相反マネジメント、安全保障輸出管理及び国際化やオープン化に伴うリスクへの対応により研究の健全性・公正性（以下「研究インテグリティ」という。）を確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「研究者」とは、センターにおいて研究を行う全ての者をいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報についてセンターに開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 センターに、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括する研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、試験・研究統括官をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 センターに、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する規則等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 二 研究インテグリティの確保に係るリスク分析、対処方針の判断及び研究者に対する要請・指示等に関する事項
- 三 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- 四 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- 五 その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

3 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- 一 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- 二 試験・研究副統括官
- 三 試験・研究統括補佐官
- 四 研究開発部長

五 試験企画部長

六 総務部長

七 その他理事長が必要と認める者

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(手続)

第8条 研究者は、研究インテグリティに関する確認書（以下、「確認書」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、確認書に基づき、次の各号に掲げる研究インテグリティの確保に関する情報を確認する。

一 利益相反マネジメントの観点から、研究者が研究活動を行うことに伴う共同研究、兼業等を行う予定に関する情報

二 安全保障輸出管理の観点から、研究者が研究活動を行うことに伴う「外国為替及び外国貿易法」が定める武器、原子力等の規制品について貨物の輸出や技術の提供を行う予定に関する情報

三 国際化やオープン化に伴うリスクへの対応の観点から、研究者が研究活動を行うことに伴う外国の機関・大学等と共同研究、寄付の受入等の行為を行う予定に関する情報

3 委員会は、前項を踏まえ、研究インテグリティの確保に係るリスク分析、対処方針の判断及び研究者に対する要請・指示等を行う。

4 委員会は、前項のために必要な場合は、確認書の内容等について調査を行うことができる。

5 第1項における確認書の提出時期、書式等は、委員会が定める。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、試験企画課において処理する。

(相談窓口)

第10条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、相談窓口を試験企画課に置く。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。